

障害年金のお知らせ

平成26年6月1日から
「肝疾患による障害」の認定基準を
一部改正します。

改正のポイント

1. 重症度を判断するための検査項目について見直しを行いました。
2. 障害等級を客観的に判断するため、検査項目の異常の数を入れました。
3. アルコール性肝硬変の基準を追加しました。

認定の対象となる障害は、以下のとおりです。

- ・慢性かつびまん性の肝疾患の結果生じた肝硬変症
- ・肝硬変症に付随する病態（食道・胃などの静脈瘤、特発性細菌性腹膜炎、肝がんを含む）

※慢性肝炎は、原則として認定の対象になりませんが、検査項目の異常の数などにより障害の状態に相当する場合は認定の対象となります。

不明な点は、[日本年金機構の年金事務所](#)へお問い合わせください。

改正のポイント

1. 重症度を判断する検査項目・臨床所見とその異常値を見直しました。

検査項目/臨床所見	基準値	中等度の異常	高度異常
血清総ビリルビン (mg/dl)	0.3~1.2	2.0以上3.0以下	3.0超
血清アルブミン (g/dl) (BCG法)	4.2~5.1	3.0以上3.5以下	3.0未満
血小板数 (万/ μ l)	13~35	5以上10未満	5未満
プロトロンビン時間 (PT) (%)	70超~130	40以上70以下	40未満
腹 水	—	腹水あり	難治性腹水あり
脳 症	—	I 度	II 度以上

2. 各等級に相当する例示の中に検査項目の異常の数を入れました。

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	前記1.の検査成績及び臨床所見のうち高度異常を3つ以上示すもの、又は高度異常を2つ及び中等度の異常を2つ以上示すもので、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの
2 級	前記1.の検査成績及び臨床所見のうち中等度又は高度の異常を3つ以上示すもので、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの
3 級	前記1.の検査成績及び臨床所見のうち中等度又は高度の異常を2つ以上示すもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの

※ 障害の認定は、異常値の数と一般状態区分表による障害の状態などによって認定されます。

3. アルコール性肝硬変の基準を追加しました。

アルコール性肝硬変については、継続して必要な治療を行っていること及び検査日より前に180日以上アルコールを摂取していないことについて、確認のできた者に限り、認定されます。

日本年金機構の年金事務所の連絡先は、日本年金機構ホームページ（全国の相談・手続窓口）にてご確認ください。

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/>

全国の窓口 日本年金機構 検索